

大分県私立高校生等奨学給付金支給要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大分県私立高校生等奨学給付金支給要綱（以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき、私立高校生等奨学給付金（以下「給付金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(基準日)

第2条 要綱第3条及び要綱第4条においては、7月1日（以下「基準日」という。）現在の状況により判断するものとする。ただし、秋入学など7月1日以降に入学することが定められている私立高等学校等に、当該年度に入学する1年生の高校生等の場合は10月1日現在の状況により判断するものとする。

2 基準日以降の高校生等の転学等による支給金額の調整は行わないものとする。

(申請書類の提出先)

第3条 保護者等は、複数の高等学校等に在学する申請対象の高校生等が2人以上いる場合は、高校生等がそれぞれ在学している学校を経由して当該高校生等に係る申請書類を知事に提出するものとする。

(保護者等の一方が県外に在住している場合の特例)

第4条 要綱第2条第2号において、保護者等の一方が大分県内に在住しているが、もう一方が単身赴任等で県外に在住している場合、大分県が生活の本拠と認められる場合は、支給の対象とする。

ただし、海外赴任等の理由で保護者等の一方の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であることが確認できない場合は支給対象としない。

(給付回数)

第5条 支給の回数は、一人の高校生等につき年1回、通算3回（定時制及び通信制課程の高等学校等の場合は4回）を上限とする。ただし、大分県私立高等学校等就学支援金（学び直しへの支援）の給付対象となる者に対しては、この回数に加えて最大で2回まで給付することができる。

(給付金の代理請求等)

第6条 要綱第8条の規定により、保護者等が給付金の受給を私立高等学校等の設置者（以下「学校設置者」という。）に委任した場合、学校設置者は、知事に対し奨学給付金代理請求書（別紙1）及び奨学給付金代理請求一覧（別紙1-2）を提出し、奨学給付金の請求を行うものとする。

(給付金との相殺)

第7条 学校設置者は、奨学給付金を代理受領した場合、授業料以外の教育に必要な債権と相殺するものとし、相殺した場合は、奨学給付金相殺通知書（別紙2）により保護者等に通知するものとする。なお、相殺後に余剰金が生じた場合は、保護者等へ支給することとする。

2 学校設置者は、前項により給付金との相殺を行った際は、速やかに奨学給付金相殺結果一覧表（別紙3）を知事に提出するものとする。

(審査基準)

第8条 各支給区分に関する審査は以下のとおり行うものとする。

支給区分	審査
第1種	・生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書等により、基準日現在、生業扶助が措置されていることを確認する。
第2種 第3種	・課税証明書等により、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であることを確認する。 ・私立高校生等奨学給付金受給申請書により、生業扶助の受給者でないことを確認する。 ・健康保険証等により、基準日現在、保護者等に扶養されている15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の者を確認する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度以降に私立高等学校等に入学する高校生等の保護者等を対象とし、平成26年度に係る大分県私立高校生等奨学給付金事業から適用する。

附則

この要領は、平成27年5月1日から施行し、平成27年度の予算にかかる大分県私立高校生等奨学給付金事業から適用する。

附則

この要領は、平成30年7月1日から施行し、平成30年度の予算にかかる大分県私立高校生等奨学給付金事業から適用する。

別紙1

平成 年 月 日

大分県知事 殿

住 所

学 校 名

学校設置者

印

奨学給付金代理請求書

大分県私立高校生等奨学給付金支給要綱第6条に基づき支給の決定をうけた、
外人の奨学給付金について大分県私立高校生等奨学給付金支給要領により下記のとおり請求します。

記

請求金額 金

円成

学校名	金額	備考
合計		

振込先金融機関	銀行	支店
預金種別	普通・当座	
口座番号		
口座名義(か)		

平成 年 月 日

(支給対象者) 様

学 校 名

学校設置者

印

奨学給付金相殺通知書

あなたに支給される奨学給付金は、大分県私立高校生等奨学給付金支給要領第7条の規定により、あなたから提出のあった奨学給付金委任状に基づき、下記のとおり学校徴収金等と相殺を行いましたので通知します。

記

保護者等氏名			
生徒氏名			
学 年			
①支給決定額 (年額) (代理受領額)			
②相 殺 額 (A+B)	円		
	A 学校徴収金	円	(内訳) 円 円
	B 諸会費	円	(内訳) 円 円
保護者等支給額 (①-②)	円		

平成 年 月 日

大分県知事 殿

学 校 名

学校設置者

印

代理受領した奨学給付金について、下記のとおり相殺しましたので、大分県私立高校生等奨学給付金支給要領第 7 条第 2 項により報告します。

記

奨学給付金相殺結果一覧表

通し 番号	生徒氏名	学 年	保護者等氏名	代理受領額	相殺額	余剰金		
						金 額	返金方法	
							口座振込	現 金

(注) 「生徒氏名」の欄は、姓名の間を 1 文字分空けてください。